

## 静岡駅前地下道ショーケース取扱管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人するが企画観光局（以下「本財団」という。）が運営する静岡駅前地下道ショーケース（以下「ショーケース」という。）の広告の取扱い及び管理について定めるものとする。

(掲出の申込み)

第2条 広告を掲出しようとする者は、本財団が指定する日までに、JR静岡駅前地下道ショーケース利用申込書（第1号様式）に意匠図案を添えて申込みものとする。

(広告掲出の決定)

第3条 本財団は、申込書を提出した者の中から広告を掲出する者を決定する。

(掲出料の納付)

第4条 広告掲出の決定を受けた者（以下「掲出者」という。）は、指定の期限までに、1年分の掲出料（増設分電灯料を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

(長期掲出)

第5条 長期掲出の期間は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とし、3月31日は広告入れ替え作業日に充てる。

(短期掲出)

第6条 短期掲出の期間は、長期掲出の期間以外のものとし、専務理事が特に認める場合には、申込者の申出により短期に掲出させることができる。この場合、掲出者が希望するときは、専務理事の決裁により、掲出期間を延長することができるものとする。

2 短期掲出の際の掲出料等の取扱いは、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 広告掲出の申込み 随時受付する。
- (2) 掲出料の納入 指定の期限に行う。
- (3) 掲出期間 1ヶ月単位とする。

(掲出の禁止)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告の掲出を取扱わない。

- (1) 風致又は美観を損なうもの
- (2) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するもの
- (3) 通行者に不快の念を与えるもの
- (4) 危険のおそれがあるもの
- (5) 性風俗産業に係る従業員募集のもの
- (6) 選挙等、政治性のあるもの
- (7) 広告内容及び名義、名称が申込書に記載されていないもの
- (8) 百貨店等のテナントの広告内容について、自己が属する百貨店等のロゴマーク、名称が広

告面全体の3分の1以上であるもの

(9) その他本財団で不相当と認めるもの

(掲出の中止)

第8条 道路管理者の都合によりショーケースが使用不能になるときは、当該期間に係る広告の掲出を中止させることができる。この場合において、掲出期間は延長しない。

(承認の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、掲出の承認を取り消すことができる。この場合において、既に納付した掲出料は、返還しない。

(1) 申込書に添付した図案と掲出物が相違しているとき

(2) 許可なく掲出物を変更したとき

(3) ショーケースの原形を変更したとき

(4) 掲出料を指定の期限までに納付しないとき

(5) その他本財団が不相当と認めたとき

(掲出内容の変更)

第10条 掲出者は、掲出期間中に掲出内容を変更しようとするときは、実施する7日前までに変更後の意匠図案を添えて、内容変更の承認を得なければならない。

(掲出料)

第11条 広告の掲出料は別表のとおりとする。

2 掲出者が自己の都合により掲出期間の途中で掲出を取りやめたときは、納付した掲出料は返還しない。

3 本財団が第8条の定めにより掲出を中止させたときは、当該期間に係る掲出料（税込額）を日割り計算により算定した額を、掲出者へ返還するものとする。

(掲出者の負担)

第12条 次に掲げるものは、掲出者の負担とする。

(1) 申込書に添付する意匠図案

(2) 掲出物及び備品以外の照明器具の作製、設置及び撤去

(3) ショーケース及び掲出物の汚損、破損及び紛失

(4) 承認後掲出しない期間の掲出料

(損害賠償及び免責)

第13条 掲出者は、掲出物の設置及び撤去の際には、事故が起こらないよう細心の注意を払い、安全に作業しなければならない。

2 掲出者は、掲出物の設置及び撤去時並びに設置期間中に、自身の過失による事故が発生したときは、責任をもって弁償及び修繕を行うものとし、本財団はその責任を負わない。

(雑 則)

第 14 条 この要綱及び契約書に定めるもののほか、ショーケースの取扱い及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人静岡観光コンベンション協会設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の改正は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

(掲出期間に関する経過措置)

2 施行日時点の掲出者（以下「改正時掲出者」という。）及び改正時掲出者が使用しているケースを施行日後新たに使用する者（以下「新掲出者」という。）に対する第 5 条及び第 6 条の適用については、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 改正時掲出者であって、掲出開始日が平成 28 年 4 月 15 日であるものの掲出終了日は、従前の例による。

(2) 新掲出者の最初の使用期間は、平成 30 年 4 月 15 日以降の日から開始し、最長で平成 31 年 3 月 31 日までとし、1 月に満たない掲出期間の掲出料は、日割り計算によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

静岡駅前地下道ショーケース広告掲出料（税別）

ブロック	数	ケースサイズ			長期掲出 (4月1日から翌々年3月31日まで)		短期掲出 (1ヶ月単位)
		たて	よこ	奥行き	月額(円)	年額(円)	月額(円)
Aブロック	6	80	140	11	40,000	480,000	42,000
Bブロック	10	86.5	143	11	31,500	378,000	33,000
Cブロック	8	90	140	11	16,000	192,000	16,500
Dブロック	11	90	140	11	10,500	126,000	11,000

備考

- ア 広告主が本財団の賛助会員の場合は、掲出料（税別）に90%を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- イ 掲出広告物の制作費、設置等にかかる経費については、掲出者の負担とする。
- ウ 既設の蛍光管の交換については、本財団が行う。
- エ Bブロックに限り、蛍光管等の増設ができるものとする。増設にかかる作業、工事経費及び増設分の電気料金（蛍光管1本につき月額800円（税別））は、掲出者の負担とする。



